

ポイント経済学

9

社会政策

学文社

ポイント経済学 9 社会政策

昭和42年5月25日 第一版発行

昭和55年6月5日 第五版発行

版權所有
学文社

著 者 山 本 典 生

印刷者 信陽堂印刷株式会社

発行所 学 文 社

代表者 北 野 登

東京都目黒区中目黒1-2-6

電話 (715) 1501 代 郵便東京98842

(落丁、乱丁の場合は本社でお取替します)

3333-101009-1023

ポイント経済学

〔9〕 社 会 政 策

東京学文社 発行

刊 行 に 際 し て

今日ほど、経済学や経営学の必要性を強く感じられることはない。経済学は、学生はもとより現代社会に生きる人々の常識となりつつあるといっても過言ではなからう。

しかし学問である限り、面白い物語りのようにスラスラというわけには行かない。初学者はその難解さにしばしばとまどい、ためらうことも一再でない。

しかしながら研究とその勉学の方法如何によっては、よりわかりやすくそのポイントをいち早くつかむことは可能である。

本書は、学生にもっとも親しみやすい演習形式を採用し、(1)その学科の全領域の基本問題をとりあげ、(2)たんなる用語解説にとどまらず、体系的であり、(3)最新の問題に関しても適切な研究ができるよう配意した。

本書は、経済学部学生はもとより、短大生や一般教養課程の人々も十分に活用できるように幅広い層を対象としている。なお、余力ある人は巻末の参考文献により一層の深奥を究められたい。

昭和 54 年 2 月

著 者

目 次

第1章 総 論

問題 1	資本主義と階級闘争について述べよ……………	9
問題 2	社会政策は階級闘争の所産であるか……………	10
問題 3	社会政策と社会主義の相互関係を問う……………	12
問題 4	社会政策は一つの技術学であるか……………	13
問題 5	社会政策の政策主体について述べよ……………	15
問題 6	社会政策に限界があるか……………	16
問題 7	社会政策は分配政策であるか、また経済政策の一部であるか…	18
問題 8	総資本の立場ははたして合理的か……………	19

第2章 賃金労働と労働条件

問題 9	過長および過重労働と労働者の生活について述べよ……………	22
問題10	8時間労働制について、その根拠を示せ……………	23
問題11	合理化と労働強化について述べよ……………	25
問題12	休憩、休日および休暇の効用について述べよ……………	27
問題13	婦人、年少労働者の取扱いと労働条件について考察せよ……………	28
問題14	労働者と職業病について考察せよ……………	30
問題15	産業災害とその防止について述べよ……………	32
問題16	日本における福利厚生施設の特質を指摘せよ……………	34
問題17	日本の労働者保護立法の特質を指摘せよ……………	36
問題18	日本の労働基準法の体系について述べよ……………	38

第3章 労働組合の組織形態・機能

問題19	資本制社会に内在する労働組合発生の根拠を述べよ……………	41
問題20	イギリス労働組合の歴史について概略せよ……………	43
問題21	日本労働組合の歴史について概略せよ……………	48
問題22	労働組合の政治活動は妥当であるか……………	54
問題23	労働組合と賃金闘争との関係について述べよ……………	56
問題24	労働組合の組織形態について述べよ……………	57
問題25	カンパニー・ユニオン（会社組合）について述べよ……………	59
問題26	労働組合の日本の特質を述べよ……………	61
問題27	わが国の労使関係と団体交渉について述べよ……………	64
問題28	労働争議、戦術の種類を述べよ……………	65
問題29	仲裁、調停、斡旋の制度について説明せよ……………	68

第4章 賃金と労働市場

問題30	賃金の本質と賃金法則を考察せよ……………	70
問題31	賃金学説を概略せよ……………	72
問題32	資本主義経済における賃金低下の一般法則について述べよ……………	77
問題33	団体交渉下の賃金決定について述べよ……………	79
問題34	賃金体系について説明せよ……………	81
問題35	日本における賃金の特性を指摘せよ……………	83
問題36	最低賃金制について説明せよ……………	85
問題37	日本資本主義と労働市場について述べよ……………	86

第5章 社会保障制度

問題38	社会保障制度の意義について論述せよ	90
問題39	社会保障の体系について簡単に説明せよ	91
問題40	社会保障の経済的効果について考察せよ	93
問題41	社会保障と社会保険について述べよ	95
問題42	日本の社会保険制度について述べよ	96
主要参考文献		101

第1章 総論

問題 1 資本主義と階級闘争について述べよ

〔解説〕 資本主義制度が形成され存続するためには、資本の蓄積と同時に賃金労働者が成立し、たえず再生産されていかなければならない。

しかしながらここで重要なことは、資本主義の発達する過程で原理的に賃金労働者が存在することと、資本主義体制に対して影響力をもつ労働者階級が出現することとは同一視することはできないということである。後者の労働者階級の出現は資本主義がかなり高度な発達をみせてからのことである。たとえば明治の初期、細民や下層社会の構成員は労働者を含めた貧民層として存在し、労働者階級と同一の意味で規定されることはできなかった。したがってそこには階級としての連帯意識は未だ発達していない状態であった。

しかし明治も30年代に入るとしだいにさかんになった労働運動は労働者を貧民から離脱せしめ連帯意識をもった階級社会を形成しようとする運動にまで発展した。

すなわち、労働者階級の出現とは、労働者がみずからの階級的連帯意識をもち、彼らの生活（労働力の再生産）が賃金を基軸として行なわれるようになることである。さらに社会・経済的には労働者集団がその体制内における階級として認められるような影響力をもつことも見逃しえない。むしろ、体制内における階級として認められるようになるためには、人口比率の面だけでなく、その体制の変革と変革を促す影響力が存在しなければならない。

たとえば日露戦争後、戦勝景気によって日本における資本の蓄積過程は進行した。反面道義的であれ、資本の側から多少とも労働条件改善の試みがなされ、

さらに数の上でも労働者が増大し、賃金水準が多少とも高くなるにつれ下層者との生活基盤の相違がしだいに現われるようになった。また福利厚生施設や労働者共済の制度が始められ、労働者が工場の社宅や寮に住みつき、その地域がやがてスラム街と区別されるようになる。このように新しい労働者集団が発生するようになり、職業的連帯意識をもつと、いわゆる労働者階級を形成するようになる。この階級としての成立は、彼ら労働者の生活を確立するため、理論的にいえば労働力の拡大再生産をはかるための賃金闘争を行なうようになる。

しかしながら、やがて労働者階級は資本主義体制内部における彼ら自身の立場を認識するようになると、資本に対立するようになる。資本の運動法則($G-W < \frac{P_m}{a} > P' - W' - G'$)と労働の運動法則($A(w) - G - A_p - G - W - A(w)$)との必然的対立過程を自覚した労働者は運動の目的を単に賃金や労働条件の改善にとどまらずイデオロギー的に組織されたものに転化し、階級闘争化することによってみずからの生活基盤である賃金労働そのものからの解放と資本主義体制の変革を要求するようになるのである。

問題 2 社会政策は階級闘争の所産であるか

〔解説〕 この設問に対する視角は大きく分けて二つある。一つは階級闘争の所産を肯定するものであり、他の一つは社会政策が資本主義体制を存続し発展させるためのものとする立場である。

まず社会政策を階級闘争の所産であるとするについて検討してみよう。資本主義経済体制の内部においては現体制を維持し、さらに発展させようとする資本家階級に対して、体制を階級闘争によって変革していこうとする労働者階級が存在する。わが国では、このように明確な階級分化は存在しないけれども、この両者の力のつりあいが強いか弱いかにによって社会政策が実施され、あるいは発展させられると考える。

それは、さらに集団行動による労働者階級の力が資本家階級にまさるものであれば社会政策は発展し、逆に資本家階級の攻勢が強力な場合には、社会政策は後退を余儀なくさせられるという意味にもとれよう。このように社会政策が階級闘争の所産であるということは、要するに資本家階級と労働者階級との「力 (Power)」の強弱によって実施され、発展させられると考えられる。

反面、第2の視角よりすれば、社会政策はあくまで資本主義経済体制の内部で体制側の立脚点に立ってなされるものであり、現体制を維持し発展させるために必要かつ最小限度の政策を実施するものである。

この目的を達成する手段として社会政策は労働者階級的意思や要求を取り上げ、階級闘争をしずめるためその闘争の意味しているものを政策体系の中に具体的に盛り込んでいくのである。しかも社会政策史上、労働者階級の発言が弱小であるときでさえも、それによって社会政策がついにゼロに帰するようなことはなかったという点を考えれば、社会政策は階級闘争の所産であるということとを否定せざるをえないとする。

以上に述べられた二つの視角はいずれか一方のみが真で、他は全く誤りというような関係ではない。もし階級闘争の所産であるとすれば、資本主義体制側にその指導性を握られている政策主体を見失うことになろうし、反面、階級闘争が与える力の影響と、社会政策そのものが社会体制の変革と同時に労働者階級の力の育成強化を促すという自己矛盾を否定することは社会政策の実態を見失うことにもなる。

要するに社会政策に対してこれら二つの論拠は互いに有機的関連をもちながら、ともにその政策の構成要素としての働きをもっている。ある場合には社会政策に階級闘争の激化による力の影響がみられ、体制側としても幾つかの後退による社会変革がみられる場合でも、社会政策はその目的に体制維持としての保守的な面を内在させており、しかも実態においては、労働者階級の階級闘争

力を強めるという革新的な面をも内在せしむるものであるといえよう。

問題 3 社会政策と社会主義の相互関係を問う

【解説】 社会主義の態度を考察する場合、まず社会主義そのものの種類と社会主義運動の態度を考える必要がある。

ここでは、マルクス主義 (Marxism) を中心とするドイツ社会主義とフェビアン社会主義 (Fabian Socialism) の二つの代表的なものをあげてみよう。

マルクス主義の社会政策に対する態度は一般的にはつぎの三つの段階に分離されている。

- (1) 社会政策は現存の資本主義体制を擁護する者が労働者階級を欺瞞するものである。たとえばビスマルクの行なった疾病保険、災害保険、老廃保険等の社会保険とそれに相反する「社会主義者法」による社会民主党の弾圧であり、いわゆる「鉛と鞭」の政策として理解されたものである。
- (2) ビスマルクの社会保険は、だれも疑う余地のないほど労働者階級にきわめて多くのものをもたらしたために、この考え方に反省が起こり、社会政策と改良主義との区別を考え出すようになった。それは社会政策が資本主義擁護者たちの欺瞞や懐柔であるとしても、結果的に労働者階級にプラスになるものであれば極力利用すべきであるという実利的、功利的な態度がとられるようになった。
- (3) 労働者階級の政治・経済的発言力がいちじるしく高められ、集団行動力による闘争力の強大と社会的連帯意識の飛躍的成熟と拡大は、社会政策も資本家階級のものではなく、しだいに労働者的なものとしてその実態が変化したと考えるようになった。

もちろんこのような判断が全面的に妥当とはいえず、かなりの錯誤とロマンチズムによる期待があったが、実態として社会政策が「社会主義」のためのものと判断されるほど大きく転換していたのである。そのため社会主義者や労働者階級は、国家の社会政策に実践的な意味で積極的に協力したのである。

以上三様の態度のなかでもっとも一般的な態度は(2)の実利的、功利的な態度

であろう。すなわち社会政策はあくまで資本主義経済体制を維持、発展させる限りのものであると判断しながらも、その結果が労働者階級にプラスになるものであれば利用しようとする態度である。

ところがイギリス系統のフェビアン社会主義といわれるものは社会政策にもっと親近感をもっている。シドニー・ウェッブ (Sidney Webb) やバーナード・ショウ (Bernard Shaw) を中心としたフェビアン社会主義は社会問題をやさしく説明し、民衆とともに進むように努力した。彼らは社会政策と社会主義とを同一視しているのではないが、社会政策は、漸次、なし崩しに社会主義に連なるという。いいかえれば社会政策的に労働者階級を保護育成する施設や、立法を積み上げることによって、資本主義はしだいに社会主義化される。そして、近い将来においてイギリスに社会主義社会が実現するであろうという。

しかし、社会主義と社会政策とを同質的に理解するイギリスの社会主義は、イギリスの労働者階級の政治・経済・社会的成熟と訓練の度合に依存しているといえる。

問題 4 社会政策は一つの技術学であるか

〔解説〕 社会改良主義が資本主義経済の維持と発展のためには、社会改良上の諸手段を行使することが望ましいと考える特定の思想を代表するものであるとすれば、社会政策はそれ自体、思想ではなく、いわば技術的なものであって、時代とともに、それぞれの時代の体制的なイデオロギーと結合しながら今日に至っているものであるといえよう。たとえば時代の変遷にしたがって自由主義的イデオロギーと結合したり、社会改良主義的なイデオロギーと結合したり、さらにある時代には社会主義的イデオロギーとも結合してきた。それは社会政策なるものは日和見主義であるからというのではなく本来特定のイデオロギーをもたないからなのである。

ドイツの社会政策学者でマックス・ウェーバー(Max Weber)とともに価値判断の主観性を主張したオットー・フォン・ツィーディネック・ジューデンホルスト(Otto Von Zwiedineck Südenhorst)はつぎのようにいっている。

「社会政策はわれわれの研究活動の領域としては言葉の厳格な意味における科学ではなく一つの技術学(Kunstlehre)であるが、しかし一種の科学たることもできるのであって、社会政策が合理的であるためには科学的方法をとらなくてはならない。」

だが社会政策が一つの技術学であるとしても、社会政策を妥当とする動機には一つの理想、あるいは特定の価値判断が必ず伴っているはずである。たとえば8時間ないし7時間労働制を主張する社会政策学者の動機には、そのことによって労働者がどれだけ休養をとり、どれだけ余暇をもつべきであるかということについて、一定の価値判断がある。

それゆえ、社会政策が一定の当為の観念(Vorstellung eines gewissen Seinsollens)すなわち「——すべきである」ということは社会関係および生存条件、ことに経済的条件の形成のための一つの意味や方針であり、それらは社会政策学者や政策研究者の見解や価値判断にもとづくものであるといえよう。

たとえ社会政策がなんらかの意志や方針であり、その根底に特定の見解や価値判断が当然存在するとしても社会政策を科学的に基礎づけることも必要欠くことのできないものである。

社会の害悪を排除するにとどまらず、その根源をたずねて、労働者階級により豊かな経済生活を実現させるためには社会生活を社会科学的に把握しなければならない。諸々の事実を認識する程度、社会経済現象のうちにある因果関係の洞察、ことに経済生活の動態を静的・動的にたえず観察しつづけることが社会政策に科学性をもたせることになるのである。

以上述べたような主観性と科学性の両面を備えた社会政策は社会経済現象の

分析の用具として一つの技術学であるといえよう。

問題 5 社会政策の政策主体について述べよ

〔解説〕 社会政策の政策主体はだれであるかといえば、それは国家であるとだれしも答えるに違いない。しかし国家といえども19世紀の国家観と20世紀の国家観は同一のものではなく、とくに近年大衆経済社会の発展と共に、その国家観はいちじるしく変化してきた。それにもかかわらず、社会政策の主体としての国家そのものの研究は、他の分野に比べ、かなり研究が遅れているのが実情である。それゆえ一般的には政策主体は国家であると言で片付けてしまうのであるが、若干の研究者によって政策主体としての国家を研究したものがあるが、ここでは国家に対する見方を大きく三つに分類し、第1は一元的国家観であり、第2は多元的国家観さらに第3は階級的国家観をあげることができよう。

一元的国家観 国家の成立を政治制度の立法、行政、司法の整備された特定の統一民族国家にその基盤をおき、社会政策の政策主体をこの統一的国家、至上主義的国家におく。これは19世紀以降アダム・ミュラー(Adam Muller)やヘーゲル(G. W. F. Hegel)によって代表され、社会政策学においてもこの考え方に立つ人々がいた。この場合社会政策は特定の個人や社会集団の利害にもとづいたものではなく、階級を超越し、個人を超越し、国家という統一体に止揚されたものであるとする。

多元的国家観 ジョン・ロック(Jhon Rook)やマッキーバー(Machiber)によって代表される。この考え方は、いわゆる個人至上主義で、個人の価値を第一義的に考え、社会全体を個人の利益(目的)を実現するための集団として把握する。この集団を国家と同一に考え、集団としての国家は各個人の尊厳とか価値そのものを法律によって規制する法律社会としてみなすから、社会政策は個人のための法律規制であると考えられるものである。さらにこの多元的国家観